

## 建設業者の方へのお知らせ

「消費税法」の改正、及び「消費税転嫁対策特別措置法」が施行されましたので、建設業者の皆さんへ、主な内容をお知らせします。

### I 消費税法の主な改正内容（工事の請負契約関係）

○消費税率の引き上げ  
 ・平成26年4月1日 消費税率5% → 8%適用

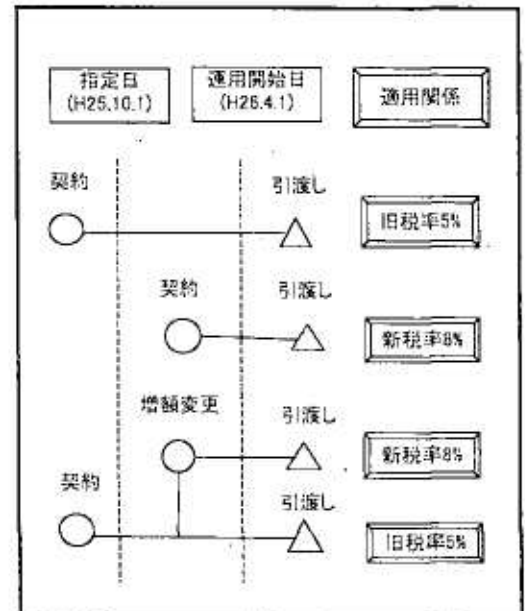


**【工事に係る消費税のポイント】**  
 どの時点で課税されるのか？契約日ではなく、「引渡し日」時点の税率が適用。  
 契約日が平成26年4月1日より前であっても、引渡しが同日以後であれば、引き上げ後の消費税率が適用。

○税率引き上げに伴う経過措置  
 ・税率引き上げ後（8%）も改正前の税率（5%）が適用



**【ポイント】**  
 経過措置とは？平成25年9月30日までに締結した契約は、旧税率が適用。  
 工事の請負の場合、一般的に契約から引渡しまでに時間がかかることを考慮し、平成25年9月30日までに締結した工事その他請負に係る契約に基づくものは、旧税率が適用。  
**〈注意〉増額変更があった場合**  
 経過措置の適用工事であっても、平成25年10月1日以降に変更契約により増額され、当該部分の引渡しが平成26年4月1日以降になる場合は、その増額された対価の部分は、引き上げ後の消費税率が適用。



**【消費税の納付税額の計算】**  
 消費税の納付税額は、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額を差し引いた金額。一般的に、課税仕入れに係る消費税額が、課税売上げに係る消費税額を上回る場合は、還付税額が生じる。  
 従って、元請業者が経過措置により、消費税率5%で請負った工事について、消費税率8%で下請けに出した場合は、当該下請けに係る部分は、一般的に還付税額が生じる。  
 ※詳細については、最寄の税務署等へご相談ください。

#### 消費税の円滑かつ適正な転嫁のポイント

・消費税は、消費一般に広く公平に課税する間接税であり、税額分は価格に上乗せされ、最終的には消費者が負担する。→消費税率の引き上げに際しては、消費税の仕組みを正しく理解し、発注者の理解を得つつ、消費税を円滑かつ適正に転嫁することが重要。  
 ・建設業においても、発注者との元請契約、下請契約、資材購入など取引の各段階において課税。→下請契約、資材購入等において、自己の取引上の地位の不当利用に当たるような行為を行わず、消費税分を適正に上乗せした契約を締結し、転嫁を受け入れることが重要。

## Ⅱ 消費税転嫁対策特別措置法の概要

消費税転嫁対策特別措置法は、平成25年10月1日から施行され、平成29年3月31日まで適用されます。

### Ⅰ 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

(Ⅰに関する問合せ先:公正取引委員会取引企画課 03-3581-5471「代表」)

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務について、消費税の転嫁を拒む行為等が禁止。

転嫁拒否をする側(規制対象)(買手)	転嫁拒否をされる側(売手)
大規模小売事業者	大規模小売事業者と継続的に取引を行っている事業者
資本金3億円以下の事業者と継続的に取引を行っている事業者等	資本金3億円以下の事業者等

禁止される行為	具体例
減額	本体価格に消費税分を上乗せした額を対価とする旨契約していたが、消費税分の全部又は一部を事後的に対価から減じること
買ったとき	原材料費の低減等の状況変化がない中で、消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めること
購入強制・役務の利用強制・不当な利益提供の強制	消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にディナーショーのチケットを購入させること
税抜価格での交渉の拒否	消費税抜価格(本体価格)で交渉したいという申出を拒否すること
報復行為	転嫁拒否をされた事業者が、①～④の行為が行われていることを公正取引委員会などに知らせたことを理由に、取引の数量を減らしたり、取引を停止したりするなど、不利益な取扱いをすること

### Ⅱ 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

### Ⅲ 価格の表示に関する特別措置

### Ⅳ 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

特別措置の内容については、公正取引委員会等のホームページを参照ください。

消費税の転嫁拒否行為を被っている事業者等(下請建設業者等)からの相談情報受付先  
福岡県建築都市部建築指導課 建設業係  
(直通092-643-3719 FAX092-643-3754)

消費税の価格転嫁等に関する政府共通の相談窓口  
消費税価格転嫁等総合相談センター 専用ダイヤル 0570-200-123  
【受付時間】平日 9:00~17:00 (平成26年3月・4月は土日も受付)